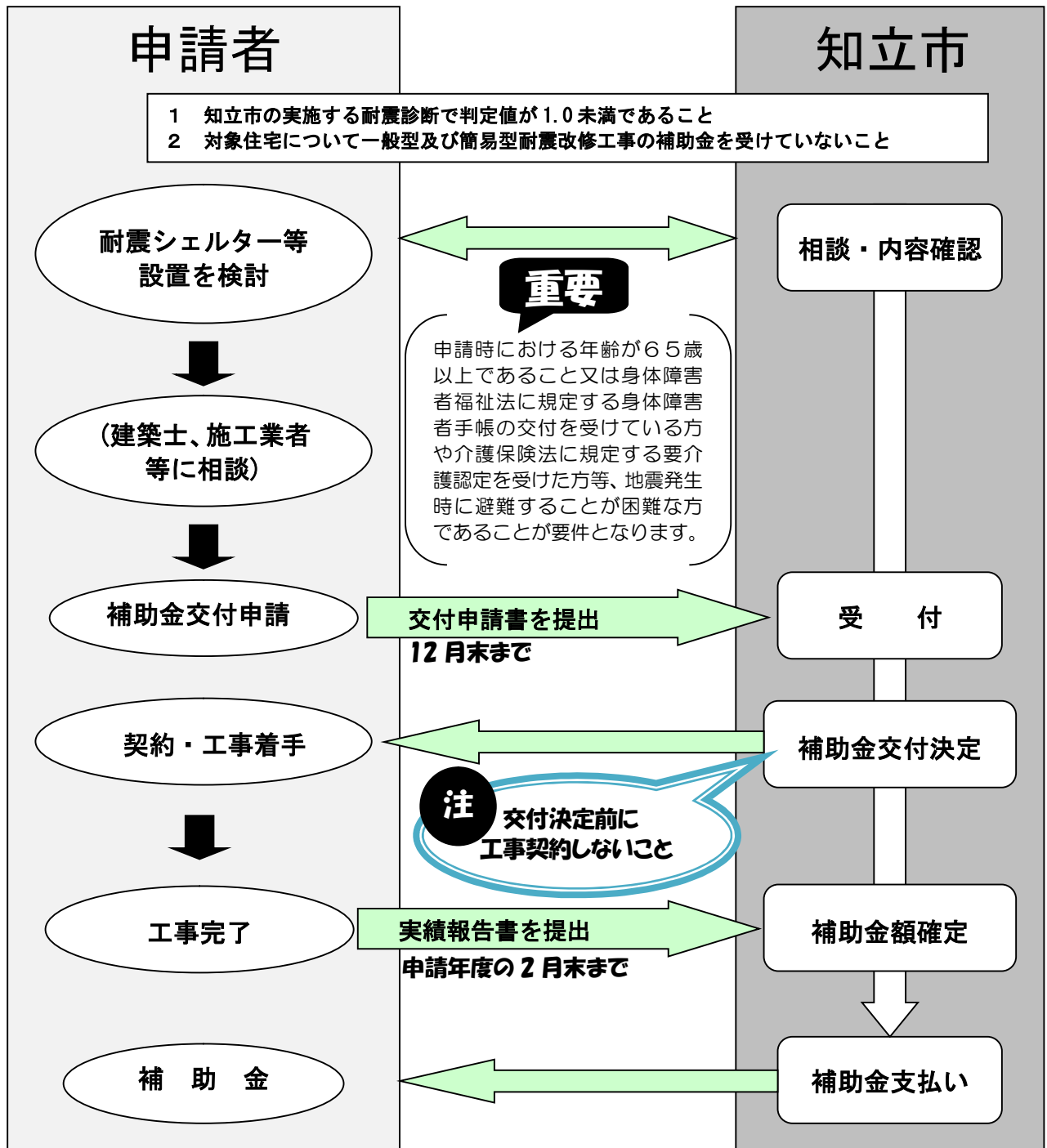


耐震シェルター等設置補助手続きの流れ

一定の要件の耐震シェルター等の設置費用に補助金が受けられます。



- 補助金額は所定のシェルター等設置に要した経費(耐震シェルター：上限30万円、防災ベッド：上限15万まで)です。

問い合わせ先 知立市建設部建築課建築係
電話 0566-95-0128

耐震シェルター等設置補助金交付申請について

建設部建築課建築係

1 受付け期間について

1 2月末までに申請し、申請年度の2月末日までに設置完了報告を提出できるものが対象です。申請を希望される方は事前にご相談ください。

2 申請方法は、建築課窓口へ申請書を直接ご提出ください。

3 申込み受付について

- (1) 別紙「耐震シェルター等設置補助金交付申請書類の提出について」
に書いてある書類がすべて整っているもののみを受付けします。
- (2) 予算の範囲の戸数を実施し、決定は書類受付け先着順とします。

4 補助金額について

- (1) 補助金の額は、耐震シェルター等の購入、運搬及び設置に要した
費用（耐震シェルター：上限 30 万円・防災ベッド：上限 15 万円）
です。
- (2) 補助金額に1, 000円未満の端数が出た場合は、切り捨てとします。

5 補助の対象条件について

補助の対象となるのは、旧基準の木造住宅の耐震診断を受け、地震に対して安全な構造でない対象住宅に、所定の耐震シェルター等を設置するものです。

要件（全てに該当すること）

- ・補助対象事業は旧基準木造住宅が建っている1戸あたりに1台を限度とし、別表に定める耐震シェルター等を設置すること。

- ・対象となる住宅に耐震シェルター等の設置がされていないこと。
- ・愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて市が実施した無料耐震診断で判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅※。

※旧基準木造住宅とは、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて市が実施した無料耐震診断を受けたもの又は固定資産課税台帳に昭和57年1月1日以前に登録されていたもの若しくは建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるもの）

6 補助の対象者について

補助金を受けることのできる人は、市内の旧基準木造住宅の所有者（その住宅に自ら居住する者であること）の人で以下の要件のいずれかに該当する人です。ただし、市税を滞納している人、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の人には補助金は交付しません。

要件（いずれかに該当すること）

- ・申請時における年齢が65歳以上である者。
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者や介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定を受けた者等、地震発生時に避難することが困難な者と認められる者。

(別表)

知立市耐震シェルター等設置補助対象リスト

令和5年4月1日

No.	名 称	会 社 名
1	木造軸組耐震シェルター 「剛建」	(有)宮田鉄工
2	耐震シェルター 耐震和空間	(株)ニッケン鋼業 静岡営業所
3	つみつくブロックシェルター	(株)つみつく、NPO 法人つみつくくらぶ
4	木質耐震シェルター70K	一般社団法人耐震住宅100%実行委員会
5	防災ベッド BB-002	(株)ニッケン鋼業 静岡営業所 商品営業部
6	介護用防災フレーム	(株)ニッケン鋼業 静岡営業所 商品営業部
7	安心防災ベッド枠B	フジワラ産業(株)
8	お部屋まるごと コンテナ型耐震シェルター まもルーム	(株)カラフルコンテナ
9	耐震健康シェルター 「命守(いのちもり)」	(株)青ヒバの会ネットワーク
10	耐震ベッド「ウッド・ラック」 ひのき庵	新光産業(株)
11	耐震ベッド「ウッド・ラック」 (WOOD・LUCK)	新光産業(株)
12	減災寝室	(有)扇光
13	パネル式耐震シェルター	SUS(株)
14	木質耐震シェルター	(株)一条工務店
15	シェルキューブR	(株)デリス建築研究所
16	耐震TBシェルター「鋼耐震」	(株)東武防災建設
17	耐震シェルター レスキュールーム	(有)ヤマニヤマショウ
18	～住居内の安心できる避難場所「!逃げ込め」～シェルターユニットバス (UB)	J建築システム(株)

補助交付申請書類の提出について

交付申請書に次の書類をすべて添付してください。

提出書類			
1	知立市耐震シェルター等設置補助金交付申請書	様式第 1	
2	知立市木造住宅耐震診断結果報告書の写し		判定値が 1.0 未満であること
3	見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し		
4	住民票の写し及び第 4 条の要件を確認するために必要な書類		(1) 申請時に満 65 歳以上 (2) 身体障害者福祉法に規定する要介護認定を受けた者であつて、地震発生時に避難することが困難であると認められる者
5	耐震シェルター等を設置することについて住宅所有者が承諾していることを確認できる書類	様式第 2	申請者と建築物の所有者が異なる場合
6	案内図・平面図		
7	設置予定場所の写真		
8	市税の完納証明書		
9	市長が必要と認める書類		

変更承認申請について

1 変更申請が必要と考えられるのは次の場合です。

補助金の額の変更が生じる設置内容の変更

2 補助交付変更承認申請書に次に書いてある書類の内該当するものを添付してください。

〔知立市耐震シェルター等設置補助金変更申請書（様式第 4）〕

- (1) 事業の変更内容を表した図書
- (2) 変更後の設置工事費の見積書

その他の手続きについて

申請を取り下げるとき又は設置を取り止める場合

耐震シェルター等設置の申請を取り下げるとき、または設置を取り止めるときは知立市耐震シェルター等設置補助金取下げ（取止め）届（様式第6）を提出してください。

設置報告の手続きについて

耐震シェルター等設置完了報告は、設置の完了した日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに以下に掲げる書類を添付して提出してください。

提出書類			
1	知立市耐震シェルター等設置完了報告書	様式第7	
2	耐震シェルター等の設置に係る契約書の写し		設置業者の発行したものに限る
3	耐震シェルター等の設置に係る請求書又は 領収書の写し		申請時の見積書と差異がある場合は内訳書
4	設置前・設置中・設置完了後の写真		撮影場所を示した平面図が必要
5	市長が必要と認める書類		

知立市耐震シェルター等設置補助金 交付請求書(様式第9)の提出について

設置完了報告を提出していただき、適正と認められたときは、通知をさしあげます。この通知を受けとられた日から起算して10日以内に提出してください。